平成27年2月12日風力部会資料

青環保第1177号 平成27年2月10日

経済産業大臣 宮沢 洋一 殿

青森県知事 三村 申吾

(仮称)中里風力発電所の設置に係わる環境影響評価方法書に対する 環境の保全の見地からの意見について

このことについて、電気事業法第46条の7第1項の規定に基づき、環境影響評価法 第10条第1項の環境の保全の見地からの意見を別紙のとおり提出します。

今後、貴職が行う審査におかれましては、本意見を十分勘案いただきますようお願い します。

## (仮称) 中里風力発電所の設置に係わる環境影響評価方法書に対する知事意見

- 1 本事業では、ヒノキアスナロ群落等の自然植生域において風力発電設備の設置及びこれに伴う土地の造成が複数箇所計画されており、例えば、風力発電設備Jでは設置ヤード面積が17,990㎡、さらに谷頭部を埋める高低差50m規模の盛土を施工するなど、地形改変の規模が大きく、動植物に対し重大な影響を及ぼすおそれがあることから、各植生の改変の程度や工事範囲と自然植生との対応状況等を分かり易い図表を用いるなどにより具体的に示した上で、森林生態系への影響について調査、予測及び評価を行い、その結果を環境影響評価準備書に記載すること。
- 2 対象事業実施区域には、ヒノキアスナロ群落等の自然植生の他、自然度が高い植物群落が存在しており、重要な自然環境のまとまりの場となっている。そのため、主務省令(平成10年通商産業省令第54号)の参考項目とはされていないが、「工事用資材等の搬出入」及び「建設機械の稼働」による排ガス、騒音、接触事故等の動物への影響や外来種植物の移入等のおそれがあることから、これら工事の実施に伴う動植物への影響について、環境影響評価項目として選定することを検討し、その結果を環境影響評価準備書に記載すること。
- 3 伐採跡地の植栽については、周辺地域と調和し、周辺の生態系に影響を与えないような来歴の植物種の選定が望ましいことから、具体的な植栽の計画について検討を行い、その結果を環境影響評価準備書に記載すること。
- 4 環境影響評価準備書の作成に当たっては、文献資料調査や専門家からの意見 聴取等により、地域特性及び最新の知見を踏まえた上で調査、予測及び評価を 行うこと。

特に動物については、当該地域で生息情報のあるホンドオコジョ、カワネズミ、マークオサムシが重要種の一覧に記載されず、コウモリが目までの分類に留まるなど、既存文献資料調査が不十分であることから、国、関係地方自治体及び専門家等に確認するなどにより、十分な文献資料調査を行った上で、地域特性に係る情報を整理し、調査、予測及び評価の手法を必要に応じて見直すこと。

- 5 環境影響評価の手続中に、重要な動植物が確認されるなど新たな事実が生じた場合は、専門家等から意見を聞くなどにより、これらの種の生息・生育環境に対する影響が最小となるよう適切な環境保全措置を検討し、その内容を環境影響評価準備書に記載すること。
- 6 対象事業実施区域に地すべり地形が存在し、風力発電設備の設置に伴い、地 すべりによる周辺の自然環境等への影響のおそれがあることから、地形改変及 び施設の存在による地形及び地質(重要な地形及び地質以外を含む。)への影 響について、環境影響評価項目として選定することを検討し、その結果を環境 影響評価準備書に記載すること。

- 7 対象事業実施区域周辺では、地下水を上水道水源として利用しており、また、 対象事業実施区域には農業用水として利用される水源水域が存在し、コンクリート杭の打設等により地下水及び表流水の水質又は水量等に影響を及ぼすおそれがあることから、建設機械の稼働による地下水及び表流水への影響について 環境影響評価項目として選定することを検討し、その結果を環境影響評価準備 書に記載すること。
- 8 鳥類の夜間調査は、フクロウ類等を対象に実施することとしているが、具体的な調査手法が不明である。夜間には対象事業実施区域及びその周辺ではフクロウ類等の他、ハクチョウ類や小鳥などが渡りを山間部上部でも行っていることから、専門家の意見を聴いた上で、適切な夜間調査の手法を選定すること。
- 9 対象事業実施区域の近くに位置する津軽中里自然観察教育林は、遊歩道が整備され、森林の中を散策する場であり、また、林内にある不動の滝は古くから信仰の場となっている。施設の稼動に伴い、騒音又は景観に係る影響を受けるおそれがあることから、津軽中里自然観察教育林又は不動の滝を施設の稼動における騒音及び眺望景観の予測地点として選定することを検討し、その結果を環境影響評価準備書に記載すること。

なお、景観に係る調査地域及び予測地域は、風力発電設備の可視領域を踏まえ、より広範囲において設定することを検討すること。

10 工事用資材等の搬出入による環境影響については、対象事業実施区域からおおむね2km圏内において調査及び予測を行うこととしているが、予定される陸上輸送経路はより広い範囲に及び、沿線には民家や環境保全上の配慮が必要な施設等が存在していることから、これらの分布を適切に把握した上で、大気質、騒音、振動及び人と自然との触れ合いの活動の場に係る調査及び予測の地点を追加することを検討し、その結果を環境影響評価準備書に記載すること。